

大和市立つきみ野中学校 PTA 個人情報管理規則

第1条（目的）

本規則は、PTA細則に基づき策定する。

第2条（適用範囲）

本規則は、本会が取得、保管、利用するすべての個人情報に適用する。

第3条（個人情報の定義）

本会において「個人情報」とは、PTA会員（保護者・教職員等）、児童・生徒、関係者に関する以下の情報を指す。

1. 氏名
2. 住所
3. 電話番号・メールアドレス
4. 子どもの学年・クラス
5. その他、個人を特定できる情報

第4条（個人情報の取得）

1. 個人情報は、PTA活動に必要な範囲で、適正な方法により取得する。
2. 取得時には、利用目的を明示し、必要最小限の情報を収集する。
3. 本会の個人情報の主な取得方法は以下のとおりとする。
 - PTA会員名簿の作成（年度初めの情報収集）
 - PTA活動に関するアンケート・申込書
 - 学校との連携による情報提供（同意を得た場合）

第5条（個人情報の利用）

1. 取得した個人情報は、以下の目的の範囲内で利用する。
 - PTA活動に関する連絡・通知
 - 各種会議・行事の運営
 - PTA会費の徴収・管理
 - 会員間の円滑な連携（クラス委員・役員活動等）
2. 目的外の利用を行わない。

第6条（個人情報の管理）

1. 個人情報は、適切な方法で保管し、不正アクセス・漏洩・改ざんを防止する。
2. PTA会長または指定された役員が責任者となり、管理を行う。
3. 個人情報を記載した書類やデータは、施錠できる保管場所またはパスワード管理されたデータに保存する。

第7条（個人情報の提供・共有）

1. 個人情報は、本人の同意がある場合を除き、外部へ提供しない。
2. ただし、以下の場合には例外的に提供できるものとする。
 - 法令に基づく開示請求があった場合
 - 学校との連携上、必要かつ適切な範囲で情報共有する場合（事前に保護者の同意を得る）
 - PTAの運営上、特定の委員・役員間で共有する必要がある場合（必要最小限の範囲）
 - PTA会長と専従人材が雇用契約または業務委任契約を締結し、業務遂行上必要かつ適切な範囲で情報共有する場合。

第8条（個人情報の開示・訂正・削除）

1. 本人または保護者から、自己の個人情報の開示・訂正・削除の申し出があった場合、速やかに対応する。
2. 申請は、書面または電子メール等で行い、PTA会長または担当役員が確認の上、適切に処理する。

第9条（個人情報の破棄）

1. 個人情報を含む書類やデータは、利用目的が終了した時点で適切に破棄・削除する。
2. 紙媒体の場合はシュレッダー処理、電子データの場合は完全消去を行う。
3. PTA役員の交代時には、旧役員が保有していた個人情報を適切に処理し、新役員へ必要な情報のみを引き継ぐ。

第10条（違反時の対応）

1. 本細則に違反し、個人情報の漏洩・不正利用等が発覚した場合、役員会において速やかに対応策を協議する。
2. 必要に応じて、関係者へ報告し、再発防止策を講じる。

第12条（附則）

1. 本規則の変更・改定は、役員会の承認をもって行う。
2. 本規則は、令和7年4月1日より施行する。

【個人情報管理規則 改訂履歴】

令和8年（2026年）3月18日：運営委員会の承認により改訂

第7条「個人情報の提供・共有」における専従人材への情報提供に関する例外規定の追加。